

## 検定職種（作業）の主な変遷

（平成24年4月1日現在）

<b>1 ウェブデザイン(職種番号:172)【 指定試験機関方式:特定非営利活動法人インターネットスキル認定普及協会 】</b>																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																									ウェブデザイン(ウェブサイト構築作業) ◎	ウェブサイト構築作業																											
<b>2 キャリア・コンサルティング(職種番号:174)【 指定試験機関方式:特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会】</b>																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																									キャリア・コンサルティング(キャリア・コンサルティング作業) ●	キャリア・コンサルティング作業																											
<b>3 ピアノ調律(職種番号:176)【 指定試験機関方式:社団法人日本ピアノ調律師協会 】</b>																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																									ピアノ調律(ピアノ調律作業) ◎	ピアノ調律作業																											
<b>4 ファイナンシャル・プランニング(職種番号:167)【 指定試験機関方式:社団法人金融財政事情研究会、特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会 】</b>																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																									ファイナンシャル・プランニング(資産相談業務) (金財) A	資産相談業務																											
																									ファイナンシャル・プランニング(資産設計提案業務) (FP協会) ●	資産設計提案業務																											
																									ファイナンシャル・プランニング(個人資産相談業務) (金財) B	個人資産相談業務																											
																									ファイナンシャル・プランニング(中小事業主資産相談業務) (金財) C	中小事業主資産相談業務																											
																									ファイナンシャル・プランニング(生保顧客資産相談業務) (金財) C	生保顧客資産相談業務																											
																									ファイナンシャル・プランニング(損保顧客資産相談業務) (金財) C	損保顧客資産相談業務																											
																									ファイナンシャル・プランニング(保険顧客資産相談業務) (金財) 3	保険顧客資産相談業務																											
注) A:1級のみを新設、B:2・3級を新設、C:2級のみを新設																																																					
<b>5 知的財産管理(職種番号:173)【 指定試験機関方式:有限責任中間法人知的財産教育協会 】</b>																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																									知的財産管理(特許専門業務) A	特許専門業務																											
																									知的財産管理(管理業務) B	管理業務																											
																									知的財産管理(コンテンツ専門業務) A	コンテンツ専門業務																											
注) A:1級のみを新設、B:2・3級を新設																																																					
<b>6 金融窓口サービス(職種番号:168)【 指定試験機関方式:社団法人金融財政事情研究会 】</b>																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																									金融窓口サービス(テラー業務) ◎	テラー業務																											
																									金融窓口サービス(金融商品コンサルティング業務) ◎	金融商品コンサルティング業務																											
<b>7 着付け(職種番号:175)【 指定試験機関方式:一般社団法人全日本着付け技能センター 】</b>																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																									着付け(着付け作業) ●	着付け作業																											
<b>8 レストランサービス(職種番号:169)【 指定試験機関方式:社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会 】</b>																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																									レストランサービス(レストランサービス作業) ◎	レストランサービス作業																											
<b>9 ビル設備管理(職種番号:165)【 平成15年度まで都道府県方式、平成16年度から指定試験機関方式:社団法人全国ビルメンテナンス協会 】</b>																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																									ビル設備管理(ビル設備管理作業) ●	ビル設備管理作業																											

注1) 本表の凡例は以下のとおり。

●:1・2級を新設、◎:1～3級を新設、単:単一等級を新設、特:特級を追加、3:3級を新設又は追加、基:基礎級を追加、○:名称等を変更、×:廃止

同:政令別表が改正されたにもかかわらず検定職種名及び作業名のいずれも変更がないもの

注2) 本表は、職業訓練法(昭和33年法律第133号)及びこれに基づく政省令並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及びこれに基づく政省令に基づき作成している。

注3) 年度に関しては諸規定の施行日が属する年度としている。また、本表は上記政省令に基づき作成している(技能検定実施計画には基づいていない)ため、実際に技能検定試験を開始した時期と必ずしも一致するとは限らない。

10 園芸装飾(職種番号:103)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
園芸装飾(室内園芸装飾作業) ●																								3			室内園芸装飾作業																										

11 造園(職種番号:062)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
造園(造園工事作業) ●																								3			造園工事作業																										

12 さく井(職種番号:121)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																								基																													
さく井(ハーフカッションさく井工事作業) ●																								さく井(ハーフカッション式さく井工事作業)			ハーフカッション式さく井工事作業																										
																								○-3																													
さく井(ロータリーさく井工事作業) ●																								さく井(ロータリー式さく井工事作業)			ロータリー式さく井工事作業																										
																								○-3																													

13 金属溶解(職種番号:145)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
同 铸铁溶解(铸铁溶解作業) ●														同 铸铁溶解(铸铁キューボラ溶解作業)												金属溶解(铸铁キューボラ溶解作業)																											
铸铁溶解(铸铁誘導炉溶解作業) ●														製鋼(铸鋼アーク炉溶解作業)												金属溶解(铸铁誘導炉溶解作業)																											
铸铁溶解(铸铁誘導炉溶解作業) ●														製鋼(铸鋼アーク炉溶解作業) ●-○												金属溶解(铸鋼アーク炉溶解作業)																											
製鋼(铸鋼誘導炉溶解作業) ●														金属溶解(铸鋼誘導炉溶解作業)												金属溶解(铸鋼誘導炉溶解作業)																											
製鋼(铸鋼誘導炉溶解作業) ●														金属溶解(銅合金るつぼ炉溶解作業)												金属溶解(銅合金るつぼ炉溶解作業) ×																											
非鉄金属溶解(銅合金るつぼ炉溶解作業) ●														金属溶解(銅合金反射炉溶解作業)												金属溶解(銅合金反射炉溶解作業) ×																											
非鉄金属溶解(銅合金反射炉溶解作業) ●														金属溶解(銅合金誘導炉溶解作業)												金属溶解(銅合金誘導炉溶解作業) ×																											
非鉄金属溶解(銅合金誘導炉溶解作業) ●														金属溶解(軽合金るつぼ炉溶解作業)												金属溶解(軽合金るつぼ炉溶解作業) ×																											
非鉄金属溶解(軽合金るつぼ炉溶解作業) ●														金属溶解(軽合金反射炉溶解作業)												金属溶解(軽合金反射炉溶解作業)																											
非鉄金属溶解(軽合金反射炉溶解作業) ●														金属溶解(軽合金反射炉溶解作業)												金属溶解(軽合金反射炉溶解作業)																											

注1) 本表の凡例は以下のとおり。

●:1・2級を新設、◎:1～3級を新設、単:単一等級を新設、特:特級を追加、3:3級を新設又は追加、基:基礎級を追加、○:名称等を変更、×:廃止

同:政令別表が改正されたにもかかわらず検定職種名及び作業名のいずれも変更がないもの

注2) 本表は、職業訓練法(昭和33年法律第133号)及びこれに基づく政省令並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及びこれに基づく政省令に基づき作成している。

注3) 年度に関しては諸規定の施行日が属する年度としている。また、本表は上記政省令に基づき作成している(技能検定実施計画には基づいていない)ため、実際に技能検定試験を開始した時期と必ずしも一致するとは限らない。





18 機械加工(続き)																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
機械工(歯切盤作業)												機械加工(歯切り盤作業)												機械加工(数値制御ホブ盤作業)												数値制御ホブ盤作業																	
●												○-×												●												歯車形削り盤作業																	
○												●												○												歯車形削り盤作業																	
○												●												○												かさ歯車歯切り盤作業																	
○												●												○												ラップ盤作業																	
○												●												○												ホーニング盤作業																	
○												●												○												マシニングセンタ作業																	
○												●												○												精密器具製作																	
○												●												○												精密器具製作																	
○												●												○												けがき																	
○												●												○												工業彫刻																	
○												●												○												工業彫刻																	

19 放電加工(職種番号:095)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
○												●												○												(特級)																	
○												●												○												形彫り放電加工作業																	
○												●												○												数値制御形彫り放電加工作業																	
○												●												○												ワイヤ放電加工作業																	
○												●												○												ワイヤ放電加工作業																	

20 金型製作(職種番号:114)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
○												●												○												(特級)																	
○												●												○												プレス金型製作																	
○												●												○												プラスチック成形用金型製作																	

21 金属プレス加工(職種番号:007)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
●												○-×												○												(特級)																	
●												○												○												金属プレス作業																	

22 鉄工(職種番号:008)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
●												○												○												製缶作業																	
●												○												○												製缶作業																	
●												○												○												鉄工(構造物鉄工作業)																	
●												○												○												造船撓鉄																	
●												○												○												造船撓鉄																	
●												○												○												構造物現図製作																	
●												○												○												鉄工(構造物現図作業)																	

注1) 本表の凡例は以下のとおり。

●:1・2級を新設、◎:1〜3級を新設、単:単一等級を新設、特:特級を追加、3:3級を新設又は追加、基:基礎級を追加、○:名称等を変更、×:廃止

同:政令別表が改正されたにもかかわらず検定職種名及び作業名のいずれも変更がないもの

注2) 本表は、職業訓練法(昭和33年法律第133号)及びこれに基づく政省令並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及びこれに基づく政省令に基づき作成している。

注3) 年度に関しては諸規定の施行日が属する年度としている。また、本表は上記政省令に基づき作成している(技能検定実施計画には基づいていない)ため、実際に技能検定試験を開始した時期と必ずしも一致するとは限らない。

23 建築板金(職種番号:122)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
基																																																					
S34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 H1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24																																																					
板金工(建築板金作業) ●												板金(建築板金作業) ○												板金(建築板金作業) ○																													
												建築板金(内外装板金作業) ●												建築板金(内外装板金作業) ○																													
												建築板金(ダケ外板金作業) ●												建築板金(ダケ外板金作業) ○																													
												3												3																													
内外装板金作業																																																					
ダケ外板金作業																																																					

24 工場板金(職種番号:123)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
基																																																					
S34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 H1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24																																																					
板金工(工場板金作業) ●												板金(工場板金作業) ○												板金(工場板金作業) ○																													
												工場板金(曲げ板金作業) ○												工場板金(曲げ板金作業) ○																													
												工場板金(工場板金作業) ○												工場板金(工場板金作業) ○																													
												工場板金(打出し板金作業) ○												工場板金(打出し板金作業) ○																													
打出し板金(打出し板金作業) ●												工場板金(打出し板金作業) ○												工場板金(打出し板金作業) ○																													
												工場板金(機械板金作業) ●												工場板金(機械板金作業) ○																													
												工場板金 ●												工場板金 ●																													
												(数値制御タレットパンチプレス板金作業)												(数値制御タレットパンチプレス板金作業)																													
												3												3																													
(特級) 曲げ板金作業																																																					
打出し板金作業																																																					
機械板金作業																																																					
数値制御タレットパンチプレス板金作業																																																					

25 めっき(職種番号:010)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
基																																																					
S34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 H1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24																																																					
電気めっき工(電気めっき作業) ●												同 ○												めっき(電気めっき作業) ○																													
												電気めっき(電気めっき作業) ○												めっき(溶融亜鉛めっき作業) ●																													
												3												3																													
(特級) 電気めっき作業																																																					
溶融亜鉛めっき作業																																																					

26 アルミニウム陽極酸化処理(職種番号:011)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
基																																																					
S34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 H1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24																																																					
アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業) ●																																																					
同 ○																																																					
3																																																					
陽極酸化処理作業																																																					

27 溶射(職種番号:132)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
基																																																					
S34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 H1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24																																																					
溶射(防食溶射作業) 単																																																					
溶射(肉盛溶射作業) 単																																																					
3																																																					
防食溶射作業																																																					
肉盛溶射作業																																																					

28 金属ばね製造(職種番号:138)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
基																																																					
S34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 H1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24																																																					
金属ばね製造(線ばね製造作業) ●																																																					
金属ばね製造(薄ばね製造作業) ●																																																					
3																																																					
線ばね製造作業																																																					
薄ばね製造作業																																																					

注1) 本表の凡例は以下のとおり。

●:1・2級を新設、◎:1～3級を新設、単:単一等級を新設、特:特級を追加、3:3級を新設又は追加、基:基礎級を追加、○:名称等を変更、×:廃止

同:政令別表が改正されたにもかかわらず検定職種名及び作業名のいずれも変更がないもの

注2) 本表は、職業訓練法(昭和33年法律第133号)及びこれに基づく政省令並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及びこれに基づく政省令に基づき作成している。

注3) 年度に関しては諸規定の施行日が属する年度としている。また、本表は上記政省令に基づき作成している(技能検定実施計画には基づいていない)ため、実際に技能検定試験を開始した時期と必ずしも一致するとは限らない。



35 電子回路接続(職種番号:140)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																							電子回路接続(電子回路接続作業) 単		(特級)																												
																									電子回路接続作業																												

36 電子機器組立て(職種番号:015)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																							電子機器組立て(電子機器組立て作業) ●○		(特級)																												
																									電子機器組立て作業																												

37 電気機器組立て(職種番号:016)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																							回転電機組立て(回転電機組立て作業) ●○		(特級)																												
																							電気機器組立て(回転電機組立て作業) ○		回転電機組立て作業																												
																							変圧器組立て(変圧器組立て作業) ●○		(特級)																												
																							電気機器組立て(変圧器組立て作業) ○		変圧器組立て作業																												
																							配電盤組立て(配電盤組立て作業) ●○		(特級)																												
																							電気機器組立て(配電盤組立て作業) ○		配電盤組立て作業																												
																							配電盤組立て(配電盤組立て作業) ○		配電盤・制御盤組立て作業																												
																							開閉制御器具組立て(開閉制御器具組立て作業) ●○		(特級)																												
																							電気機器組立て(開閉制御器具組立て作業) ○		開閉制御器具組立て作業																												
																							開閉制御器具組立て(開閉制御器具組立て作業) ○		開閉制御器具組立て作業																												
																							回転電機巻線工(巻線製作作業) ●○		(特級)																												
																							電気機器組立て(回転電機巻線製作作業) ○		回転電機巻線製作作業																												
																							回転電機巻線(回転電機巻線製作作業) ○		回転電機巻線製作作業																												
																							電気機器組立て(シーケンス制御作業) ●		(特級)																												
																									シーケンス制御作業																												

38 半導体製品製造(職種番号:141)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																							半導体製品製造(集積回路チップ製造作業) ●		(特級)																												
																							半導体製品製造(集積回路組立て作業) ●		集積回路チップ製造作業																												
																									集積回路組立て作業																												

39 プリント配線板製造(職種番号:162)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																							プリント配線板製造(プリント配線板設計作業) ●		(特級)																												
																							プリント配線板製造(プリント配線板製造作業) ●		プリント配線板設計作業																												
																									プリント配線板製造作業																												

40 自動販売機調整(職種番号:097)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																							自動販売機調整(自動販売機調整作業) ●		(特級)																												
																									自動販売機調整作業																												

注1) 本表の凡例は以下のとおり。  
 ●:1・2級を新設、◎:1～3級を新設、単:単一等級を新設、特:特級を追加、3:3級を新設又は追加、基:基礎級を追加、○:名称等を変更、×:廃止  
 同:政令別表が改正されたにもかかわらず検定職種名及び作業名のいずれも変更がないもの  
 注2) 本表は、職業訓練法(昭和33年法律第133号)及びこれに基づく政省令並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及びこれに基づく政省令に基づき作成している。  
 注3) 年度に関しては諸規定の施行日が属する年度としている。また、本表は上記政省令に基づき作成している(技能検定実施計画には基づいていない)ため、実際に技能検定試験を開始した時期と必ずしも一致するとは限らない。



41 産業車両整備(職種番号:166)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																							産業車両整備(産業車両整備作業) ●				産業車両整備作業																										

42 鉄道車両製造・整備(職種番号:160)【 都道府県方式 】																																																																		
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24													
																							車両ぎ装(機器ぎ装作業) ●				車両ぎ装(内部ぎ装作業) ●				車両配管ぎ装(車両配管ぎ装作業) ●				車両電気ぎ装(車両電気ぎ装作業) ●				車両現図製作(車両現図製作) ●				車両整備(走り装置整備作業) ●				車両整備(原動機整備作業) ●				鉄道車両製造・整備(鉄道車両現図製作) ●				鉄道車両製造・整備(走り装置整備作業) ●				鉄道車両製造・整備(原動機整備作業) ●				鉄道車両製造・整備(鉄道車両点検・調整作業) ●			
																							機器ぎ装作業				内部ぎ装作業				配管ぎ装作業				電気ぎ装作業				鉄道車両現図作業				走行装置整備作業				原動機整備作業				鉄道車両点検・調整作業															

43 時計修理(職種番号:019)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																							時計修理工(時計修理作業) ●				時計修理(時計修理作業) ○				同 ○								3				時計修理作業										

44 光学機器製造(職種番号:148)【 都道府県方式 】																																																						
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
																							光学ガラス研磨(光学ガラス研磨作業) ●				光学機器製造(光学ガラス研磨作業) ○				光学機器製造(光学機器組立て作業) ●								特				(特級)				光学ガラス研磨作業				光学機器組立て作業			

45 複写機組立て(職種番号:134)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																							複写機組立て(複写機組立て作業) ●																								複写機組立て作業						

46 内燃機関組立て(職種番号:067)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																							内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業) ●				内燃機関組立て(非量産形内燃機関組立て作業) ●								特				3				(特級)				量産形内燃機関組立て作業						

注1) 本表の凡例は以下のとおり。

●:1・2級を新設、◎:1～3級を新設、単:単一等級を新設、特:特級を追加、3:3級を新設又は追加、基:基礎級を追加、○:名称等を変更、×:廃止

同:政令別表が改正されたにもかかわらず検定職種名及び作業名のいずれも変更がないもの

注2) 本表は、職業訓練法(昭和33年法律第133号)及びこれに基づく政省令並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及びこれに基づく政省令に基づき作成している。

注3) 年度に関しては諸規定の施行日が属する年度としている。また、本表は上記政省令に基づき作成している(技能検定実施計画には基づいていない)ため、実際に技能検定試験を開始した時期と必ずしも一致するとは限らない。

47 空気圧装置組立て(職種番号:142)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																								特												(特級)																	
																								空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業) ●												空気圧装置組立て作業																	
48 油圧装置調整(職種番号:084)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																								特												(特級)																	
																								油圧装置調整(油圧装置調整作業) ●												油圧装置調整作業																	
49 縫製機械整備(職種番号:021)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																								同																													
																								縫製機械整備(縫製機械整備作業) ●												縫製機械整備作業																	
50 建設機械整備(職種番号:068)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																								特												(特級)																	
																								建設機械整備(建設機械整備作業) ●												建設機械整備作業																	
51 農業機械整備(職種番号:077)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																								●												農業機械整備作業																	
52 冷凍空調和機器施工(職種番号:069)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																								基																													
																								冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業) ●												冷凍空調和機器施工作業																	
53 染色(職種番号:023)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																								基																													
																								染色(かせ糸浸染作業) ●												糸浸染作業																	
																								染色(型紙なせん作業) ●												織物・ニット浸染作業																	
																								染色(スクリーン手なせん作業) ●												型紙なせん作業																	
																								染色(スクリーン手なせん作業) ●												スクリーンなせん作業																	
																								染色(染色補正作業) ●												染色補正作業																	
																								染色補正(染色補正作業) ●												染色補正作業																	

注1) 本表の凡例は以下のとおり。

●:1・2級を新設、◎:1～3級を新設、単:単一等級を新設、特:特級を追加、3:3級を新設又は追加、基:基礎級を追加、○:名称等を変更、×:廃止

同:政令別表が改正されたにもかかわらず検定職種名及び作業名のいずれも変更がないもの

注2) 本表は、職業訓練法(昭和33年法律第133号)及びこれに基づく政省令並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及びこれに基づく政省令に基づき作成している。

注3) 年度に関しては諸規定の施行日が属する年度としている。また、本表は上記政省令に基づき作成している(技能検定実施計画には基づいていない)ため、実際に技能検定試験を開始した時期と必ずしも一致するとは限らない。

54 ニット製品製造(職種番号:149)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
基																																																					
横編みリヤス工(横編みリヤス製造作業)												リヤス製造(横編みリヤス製造作業)												ニット製品製造(横編みニット製造作業)												×	横編みニット製造作業																
丸編み機調整工(丸編み機調整作業)												リヤス製造(丸編みリヤス機調整作業)												ニット製品製造(丸編みニット製造作業)												3	丸編みニット製造作業																
くつした編み機調整工(くつした編み機調整作業)												リヤス製造(くつした編み機調整作業)												ニット製品製造(靴下製造作業)												3	靴下製造作業																
横編みリヤス縫製(横編みリヤス縫製品製作作業)												リヤス縫製(横編みリヤス縫製作業)												ニット製品製造(横編みニット縫製作業)												×	横編みニット縫製作業																
たて編みリヤス縫製(たて編みリヤス縫製品製作作業)												リヤス縫製(丸編みリヤス・たて編みリヤス縫製作業)												ニット製品製造(丸編みニット・たて編みニット縫製作業)												×	丸編みニット・たて編みニット縫製作業																

55 婦人子供服製造(職種番号:025)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
基																																																					
洋服工(婦人子供服製作作業)												洋裁(婦人子供服製作作業)												特												(特級)	婦人子供注文服製作作業																
婦人子供既製服製造(婦人子供既製服製作作業)												婦人子供既製服縫製(婦人子供既製服縫製作業)												婦人子供既製服製造(婦人子供既製服製造作業)												3	婦人子供既製服縫製作業 婦人子供既製服製造作業																

56 紳士服製造(職種番号:026)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
基																																																					
洋服工(洋服製作作業)												紳士服製造(紳士注文服製作作業)												特												(特級)	紳士注文服製作作業																
紳士既製服製造(紳士既製服製作作業)												紳士既製服縫製(紳士既製服縫製作業)												紳士既製服製造(紳士既製服製造作業)												3	紳士既製服縫製作業 紳士既製服製造作業																

57 和裁(職種番号:027)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
同																																																					
和裁(和服製作作業)												同												3												和服製作作業																	

注1) 本表の凡例は以下のとおり。  
 ●:1・2級を新設、◎:1～3級を新設、単:単一等級を新設、特:特級を追加、3:3級を新設又は追加、基:基礎級を追加、○:名称等を変更、×:廃止  
 同:政令別表が改正されたにもかかわらず検定職種名及び作業名のいずれも変更がないもの  
 注2) 本表は、職業訓練法(昭和33年法律第133号)及びこれに基づく政省令並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及びこれに基づく政省令に基づき作成している。  
 注3) 年度に関しては諸規定の施行日が属する年度としている。また、本表は上記政省令に基づき作成している(技能検定実施計画には基づいていない)ため、実際に技能検定試験を開始した時期と必ずしも一致するとは限らない。

58 寝具製作(職種番号:028)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
														基																																							
														同																																							
寝具製作(寝具製作作業) ●														3														寝具製作作業																									

59 帆布製品製造(職種番号:070)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
														基																																							
帆布製品製造(帆布製品製作作業) ●														3														帆布製品製作作業																									

60 布はく縫製(職種番号:030)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
														基																																							
中衣縫製(中衣縫製作業) ●														3														ワイシャツ製作作業																									
作業服製造(作業服製作作業) ●														×																																							
衛生服縫製(衛生着製作業) ●														3															衛生白衣製作作業																								
														布はく縫製(布はく縫製品製造作業) ●														布はく縫製(ワイシャツ製作作業)																									
														布はく縫製(ワイシャツ製作作業)														布はく縫製(ワークウェア製作業)																									
														布はく縫製(衛生白衣製作業)																																							

61 木工機械整備(職種番号:031)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
機械木工(機械木工作業) ●														3														木工機械調整作業																									
														3														木工機械整備(木工機械調整作業)																									
														3														木工機械整備(木工機械修理作業) ●																									

62 機械木工(職種番号:161)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
														3														数値制御ルータ作業 ●																									

63 木型製作(職種番号:032)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
木型工(木型製作作業) ●														3														木型製作(木型製作作業)																									
木型製作(木型製作作業) ○														3														木型製作(模型製作作業)																									
同 ○														3														模型製作作業																									

64 家具製作(職種番号:124)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
家具工(指物製作作業) ●														3														家具製作(家具手加工作業)																									
家具製作(指物製作作業) ○														3														家具手加工作業																									
家具工(椅子製作作業) ●														3														家具製作(家具手加工作業)																									
家具製作(椅子製作作業) ○														3														家具手加工作業																									
いす張り工(いす張り作業) ●														3														家具製作(いす張り作業)																									
いす張り(いす張り作業) ○														3														いす張り作業																									
同 ○														3														家具製作(いす張り作業)																									
家具製作(家具機械加工作業) ●														3														家具機械加工作業																									

注1) 本表の凡例は以下のとおり。

●:1・2級を新設、◎:1～3級を新設、単:単一等級を新設、特:特級を追加、3:3級を新設又は追加、基:基礎級を追加、○:名称等を変更、×:廃止

同:政令別表が改正されたにもかかわらず検定職種名及び作業名のいずれも変更がないもの

注2) 本表は、職業訓練法(昭和33年法律第133号)及びこれに基づく政省令並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及びこれに基づく政省令に基づき作成している。

注3) 年度に関しては諸規定の施行日が属する年度としている。また、本表は上記政省令に基づき作成している(技能検定実施計画には基づいていない)ため、実際に技能検定試験を開始した時期と必ずしも一致するとは限らない。



68 印刷(職種番号:035)【 都道府県方式 】																																																					
基																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
凸版印刷工(凸版印刷作業)												凸版印刷(凸版印刷作業)												印刷(凸版印刷作業)																													
○												○												○																													
●												○												○																													
オフセット印刷工(オフセット印刷作業)												オフセット印刷(オフセット印刷作業)												印刷(オフセット印刷作業)																													
○												○												○																													
●												○												○																													
																								3																													
																							オフセット印刷作業																														

69 製本(職種番号:071)【 都道府県方式 】																																																					
基																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																							製本(製本作業)																														
●												○												○																													
製本(書籍製本作業)												製本(雑誌製本作業)												製本(事務用品類製本作業)																													
○												○												○																													
●												○												○																													
製本(伝票製本作業)												製本(商業印刷物製本作業)												製本作業																													
																								3																													
																								3																													
																								3																													
																								3																													

70 プラスチック成形(職種番号:037)【 都道府県方式 】																																																					
基																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
合成樹脂製品圧縮成形(圧縮成型作業)												プラスチック成形(圧縮成形作業)												特																													
●												○												○																													
○												○												○																													
●												○												○																													
合成樹脂製品射出成形(射出成形作業)												プラスチック成形(射出成形作業)												(特級) 圧縮成形作業																													
○												○												○																													
●												○												○																													
合成樹脂製品射出成形(射出成形作業)												プラスチック成形(インフレーション成形作業)												射出成形作業																													
○												○												○																													
●												○												○																													
プラスチック成形(インフレーション成形作業)												プラスチック成形(プラスチック成形作業)												インフレーション成形作業																													
																								3																													
																								3																													
																								3																													
																								3																													
																								3																													
																								●																													
																								3																													
																							ブロー成形作業																														

71 強化プラスチック成形(職種番号:098)【 都道府県方式 】																																																					
基																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
ガラス繊維強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)												強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)												○																													
○												○												○																													
●												○												○																													
ガラス繊維強化プラスチック成形(吹付け積層成形作業)												強化プラスチック成形(吹付け積層成形作業)												手積み積層成形作業																													
○												○												○																													
●												○												○																													
																								3																													
																								3																													
																								3																													
																								●																													
																								●																													
																								●																													
																								●																													
																							エポキシ樹脂積層防食作業																														
																							ビニルエステル樹脂積層防食作業																														

72 陶磁器製造(職種番号:085)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
陶磁器製造(手ろくろ成形作業)												陶磁器製造(機械ろくろ成形作業)												●																													
●												●												●																													
●												●												●																													
陶磁器製造(鑄込み成形作業)												陶磁器製造(絵付け作業)												●																													
●												●												●																													
●												●												●																													
陶磁器製造(絵付け作業)												陶磁器製造(原型製作作業)												●																													
●												●												●																													
																								●																													
																								●																													
																								●																													
																								●																													
																							手ろくろ成形作業																														
																							絵付け作業																														
																							原型製作作業																														

注1) 本表の凡例は以下のとおり。

●:1・2級を新設、◎:1~3級を新設、単:単一等級を新設、特:特級を追加、3:3級を新設又は追加、基:基礎級を追加、○:名称等を変更、×:廃止

同:政令別表が改正されたにもかかわらず検定職種名及び作業名のいずれも変更がないもの

注2) 本表は、職業訓練法(昭和33年法律第133号)及びこれに基づく政省令並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及びこれに基づく政省令に基づき作成している。

注3) 年度に関しては諸規定の施行日が属する年度としている。また、本表は上記政省令に基づき作成している(技能検定実施計画には基づいていない)ため、実際に技能検定試験を開始した時期と必ずしも一致するとは限らない。

73 石材施工(職種番号:150)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
基																																																					
																		石材施工(石材加工作業)			3			石材加工作業																													
																		石材施工(石張り作業)			3			石張り作業																													
																		石材施工(石積み作業)			○			石積み作業																													
																		石工(石材加工作業)			●																																
																		石工(石張り作業)			●																																
																		石積み(石積み作業)			●																																

74 パン製造(職種番号:130)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
基																																																					
特																																																					
																								パン製造(パン製造作業)			●			3			(特級) パン製造作業																				

75 菓子製造(職種番号:151)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																								菓子製造(洋菓子製造作業)			○			洋菓子製造作業																							
																								菓子製造(和菓子製造作業)			○			和菓子製造作業																							
																								洋菓子製造(洋生菓子製造作業)			●																										
																								和菓子製造(和生菓子製造作業)			●																										

76 製麺(職種番号:135)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																								製麺(機械生麺製造作業)			○			機械生麺製造作業																							
																								製麺(機械乾麺製造作業)			○			機械乾麺製造作業																							
																								製麺(手延べそうめん類製造作業)			○			手延べ干し麺製造作業																							
																								機械製麺(生麺製造作業)			単																										
																								機械製麺(乾麺製造作業)			単																										

77 ハム・ソーセージ・ベーコン製造(職種番号:116)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
基																																																					
																								ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)			○			3			ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業																				
																								ハム・ソーセージ製造(ハム・ソーセージ製造作業)			●																										

78 水産練り製品製造(職種番号:156)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
基																																																					
																								水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)			●			3			かまぼこ製品製造作業																				

79 みそ製造(職種番号:099)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																								みそ製造(みそ製造作業)			●						みそ製造作業																				

注1) 本表の凡例は以下のとおり。

●:1・2級を新設、◎:1～3級を新設、単:単一等級を新設、特:特級を追加、3:3級を新設又は追加、基:基礎級を追加、○:名称等を変更、×:廃止

同:政令別表が改正されたにもかかわらず検定職種名及び作業名のいずれも変更がないもの

注2) 本表は、職業訓練法(昭和33年法律第133号)及びこれに基づく政省令並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及びこれに基づく政省令に基づき作成している。

注3) 年度に関しては諸規定の施行日が属する年度としている。また、本表は上記政省令に基づき作成している(技能検定実施計画には基づいていない)ため、実際に技能検定試験を開始した時期と必ずしも一致するとは限らない。

80 酒造(職種番号:073)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
酒造(清酒製造作業) ●																							清酒製造作業																														

81 情報配線施工(職種番号:171)【 指定試験機関方式:特定非営利活動法人高度情報通信推進協議会 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
情報配線施工(情報配線施工作業) ◎																							情報配線施工作業																														

82 建築大工(職種番号:038)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
建築大工(大工作業) 同 建築大工(大工工事作業)																							大工工事作業																														

83 枠組壁建築(職種番号:117)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
枠組壁建築(枠組壁工事作業)																							枠組壁工事作業																														

84 かわらぶき(職種番号:039)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
かわらぶき(かわらぶき作業) ●																							かわらぶき作業																														

85 とび(職種番号:040)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
とび工(とび作業) ●																							とび作業																														

86 左官(職種番号:041)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
左官(左官作業) ●																							左官作業																														

87 築炉(職種番号:042)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
築炉工(築炉作業) ●																							築炉作業																														

88 ブロック建築(職種番号:043)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
ブロック建築工(補強コンクリートブロック工事作業) ●																							コンクリートブロック工事作業																														

注1) 本表の凡例は以下のとおり。

●:1・2級を新設、◎:1～3級を新設、単:単一等級を新設、特:特級を追加、3:3級を新設又は追加、基:基礎級を追加、○:名称等を変更、×:廃止

同:政令別表が改正されたにもかかわらず検定職種名及び作業名のいずれも変更がないもの

注2) 本表は、職業訓練法(昭和33年法律第133号)及びこれに基づく政省令並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及びこれに基づく政省令に基づき作成している。

注3) 年度に関しては諸規定の施行日が属する年度としている。また、本表は上記政省令に基づき作成している(技能検定実施計画には基づいていない)ため、実際に技能検定試験を開始した時期と必ずしも一致するとは限らない。



89 エーエルシーパネル施工(職種番号:109)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
エーエルシーパネル施工(エーエルシーパネル工事作業) 単																																																					
																							エーエルシーパネル工事作業																														

90 タイル張り(職種番号:044)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
タイル張り工(タイル張り作業) タイル張り(タイル張り作業) 同																																																					
																							タイル張り作業																														

91 畳製作(職種番号:045)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
畳製作(畳製作作業) 同																																																					
																							畳製作作業																														

92 配管(職種番号:046)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
配管工(暖冷房設備配管作業) 空気調和設備配管(空気調和設備配管作業)																																																					
配管(暖冷房設備配管作業) 配管(建築配管作業)																																																					
配管工(給排水衛生設備配管作業) 給排水衛生設備配管(給排水衛生設備配管作業)																																																					
配管(プラント配管作業)																																																					
																							建築配管作業																														
																							プラント配管作業																														

93 厨房設備施工(職種番号:118)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
厨房設備施工(厨房設備施工作業)																																																					
																							厨房設備施工作業																														

94 型枠施工(職種番号:074)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
型枠施工(型枠工事作業)																																																					
																							型枠工事作業																														

95 鉄筋施工(職種番号:047)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業)																																																					
鉄筋組立て(鉄筋工事作業) 同																																																					
鉄筋施工(鉄筋組立て作業)																																																					
																							鉄筋施工図作成作業																														
																							鉄筋組立て作業																														

96 コンクリート圧送施工(職種番号:157)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)																																																					
																							コンクリート圧送工事作業																														

注1) 本表の凡例は以下のとおり。

●:1・2級を新設、◎:1～3級を新設、単:単一等級を新設、特:特級を追加、3:3級を新設又は追加、基:基礎級を追加、○:名称等を変更、×:廃止

同:政令別表が改正されたにもかかわらず検定職種名及び作業名のいずれも変更がないもの

注2) 本表は、職業訓練法(昭和33年法律第133号)及びこれに基づく政省令並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及びこれに基づく政省令に基づき作成している。

注3) 年度に関しては諸規定の施行日が属する年度としている。また、本表は上記政省令に基づき作成している(技能検定実施計画には基づいていない)ため、実際に技能検定試験を開始した時期と必ずしも一致するとは限らない。

97 防水施工(職種番号:086)【 都道府県方式 】																																																					
																								基																													
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
防水施工(アスファルト防水工) ●																		○		防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工)																																	
防水施工(塗膜防水工) ●																		○								アスファルト防水工																											
防水施工(アクリルゴム系塗膜防水工) ●																		○								ウレタンゴム系塗膜防水工																											
防水施工(合成ゴムシート防水工) ●																		○								アクリルゴム系塗膜防水工																											
防水施工(塩化ビニルシート防水工) ●																		○								合成ゴムシート防水工																											
防水施工(モルタル防水工) ●																		○		防水施工(セメント系防水工)																																	
防水施工(シーリング防水工) ●																		○								セメント系防水工																											
防水施工(コンクリートアヘアブ建築防水工) ●																		○								シーリング防水工																											
																		○		防水施工(改質アスファルトシート工)						改質アスファルトシート工																											
																		○								FRP防水工																											

98 樹脂接着剤注入施工(職種番号:143)【 都道府県方式 】																																																					
																								基																													
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
樹脂接着剤注入施工(エポキシ樹脂注入工) 単																		○		樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工)																																	
																		○								樹脂接着剤注入工																											

99 内装仕上げ施工(職種番号:152)【 都道府県方式 】																																																					
																								基																													
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
床仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工) ●																		○		内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工)																																	
床仕上げ施工(カーペット系床仕上げ工) ●																		○		内装仕上げ施工(カーペット系床仕上げ工)						プラスチック系床仕上げ工																											
																		○		内装仕上げ施工(木質系床仕上げ工) ●						カーペット系床仕上げ工																											
天井仕上げ施工(鋼製下地工) ●																		○		内装仕上げ施工(鋼製下地工)						木質系床仕上げ工																											
天井仕上げ施工(ボード仕上げ工) ●																		○		内装仕上げ施工(ボード仕上げ工)						鋼製下地工																											
カーテン施工(カーテン工) ●																		○		内装仕上げ施工(カーテン工)						ボード仕上げ工																											

100 熱絶縁施工(職種番号:049)【 都道府県方式 】																																																					
																								基																													
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
熱絶縁施工(熱絶縁工) ●																		○		熱絶縁施工(吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工)																																	
																		○								熱絶縁施工(保温保冷工)																											
																		○								吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工																											

注1) 本表の凡例は以下のとおり。

●:1・2級を新設、◎:1～3級を新設、単:単一等級を新設、特:特級を追加、3:3級を新設又は追加、基:基礎級を追加、○:名称等を変更、×:廃止

同:政令別表が改正されたにもかかわらず検定職種名及び作業名のいずれも変更がないもの

注2) 本表は、職業訓練法(昭和33年法律第133号)及びこれに基づく政省令並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及びこれに基づく政省令に基づき作成している。

注3) 年度に関しては諸規定の施行日が属する年度としている。また、本表は上記政省令に基づき作成している(技能検定実施計画には基づいていない)ため、実際に技能検定試験を開始した時期と必ずしも一致するとは限らない。

101 カーテンウォール施工(職種番号:158)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業) ●																											金属製カーテンウォール工事作業																										

102 サッシ施工(職種番号:102)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
サッシ施工(ビル用サッシ施工作業) ●																											ビル用サッシ施工作業																										

103 自動ドア施工(職種番号:163)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
自動ドア(自動ドア施工作業) ●																											自動ドア施工作業																										

104 バルコニー施工(職種番号:136)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業) 単																											金属製バルコニー工事作業																										

105 ガラス施工(職種番号:050)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
同 ガラス施工(ガラス工事作業) ●																											ガラス工事作業																										

106 ウェルポイント施工(職種番号:131)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業) ●																											ウェルポイント工事作業																										

107 テクニカルイラストレーション(職種番号:088)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション作業) ●																											テクニカルイラストレーション手書き作業																										
テクニカルイラストレーション(特許製図作業) ●																											テクニカルイラストレーションCAD作業																										

108 機械・プラント製図(職種番号:052)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
機械・プラント製図(機械製図作業) ●																											機械製図手書き作業																										
機械・プラント製図(プラント配管製図作業) ●																											機械製図CAD作業																										

注1) 本表の凡例は以下のとおり。

●:1・2級を新設、◎:1～3級を新設、単:単一等級を新設、特:特級を追加、3:3級を新設又は追加、基:基礎級を追加、○:名称等を変更、×:廃止

同:政令別表が改正されたにもかかわらず検定職種名及び作業名のいずれも変更がないもの

注2) 本表は、職業訓練法(昭和33年法律第133号)及びこれに基づく政省令並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及びこれに基づく政省令に基づき作成している。

注3) 年度に関しては諸規定の施行日が属する年度としている。また、本表は上記政省令に基づき作成している(技能検定実施計画には基づいていない)ため、実際に技能検定試験を開始した時期と必ずしも一致するとは限らない。

109 電気製図(職種番号:053)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
配電盤製図(配電盤製図作業) ● ○													電気製図(配電盤・制御盤製図作業)													3	配電盤・制御盤製図作業																										
110 化学分析(職種番号:056)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
化学分析工(化学分析作業) ● ○													化学分析(化学分析作業) 同 ○														化学分析作業																										
111 金属材料試験(職種番号:075)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
金属材料試験(機械試験作業) ●													金属材料試験(組織試験作業) ●														機械試験作業 組織試験作業																										
112 貴金属装身具製作(職種番号:065)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
貴金属装身具製作(貴金属装身具製作作業) ●																										3	貴金属装身具製作作業																										
113 印章彫刻(職種番号:057)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
印章彫刻(印章彫刻作業) ● ○													同 ○														印章彫刻(木口彫刻作業) 印章彫刻(ゴム彫刻作業)																										
114 ガラス用フィルム施工(職種番号:170)【 指定試験機関方式:日本ウインドウ・フィルム工業会 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
ガラス用フィルム施工(自動車フィルム作業) ◎																											自動車フィルム作業																										
ガラス用フィルム施工(建築フィルム作業) ◎																											建築フィルム作業																										
115 表装(職種番号:059)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
表具工(表具作業) ● ○													表具(表具作業) 同 ○														表具作業 壁装作業																										
表装(壁装作業) ●																										3																											
116 塗装(職種番号:060)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
木工塗装工(塗装作業) ●													木工塗装(塗装作業) ○														木工塗装作業																										
建築塗装工(塗装作業) ●													建築塗装(塗装作業) ○														建築塗装作業																										
金属塗装工(塗装作業) ●													金属塗装(塗装作業) ○														金属塗装作業																										
噴霧塗装(噴霧塗装作業) ●													塗装(噴霧塗装作業) ○														鋼橋塗装作業 噴霧塗装作業																										
塗装(鋼橋塗装作業) ●																										3																											

注1) 本表の凡例は以下のとおり。

●:1・2級を新設、◎:1～3級を新設、単:単一等級を新設、特:特級を追加、3:3級を新設又は追加、基:基礎級を追加、○:名称等を変更、×:廃止

同:政令別表が改正されたにもかかわらず検定職種名及び作業名のいずれも変更がないもの

注2) 本表は、職業訓練法(昭和33年法律第133号)及びこれに基づく政省令並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及びこれに基づく政省令に基づき作成している。

注3) 年度に関しては諸規定の施行日が属する年度としている。また、本表は上記政省令に基づき作成している(技能検定実施計画には基づいていない)ため、実際に技能検定試験を開始した時期と必ずしも一致するとは限らない。

117 路面標示施工(職種番号:144)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																											路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカ-工事作業) 単	溶融ペイントハンドマーカ-工事作業																									
																											路面標示施工(加熱ペイントマシンマーカ-工事作業) 単	加熱ペイントマシンマーカ-工事作業																									

118 塗料調色(職種番号:111)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																											塗料調色(店頭調色作業) 単	塗料調色(調色作業)																									
																												調色作業																									

119 広告美術仕上げ(職種番号:061)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																											広告美術工(広告面構成仕上げ作業) ●	同	広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業)	広告面ペイント仕上げ作業																							
																											広告美術仕上げ(広告面構成仕上げ作業)																										
																											広告美術仕上げ(広告面プラスチック仕上げ作業) ●			広告面プラスチック仕上げ作業																							
																											広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業) ●		3	広告面粘着シート仕上げ作業																							

120 義肢・装具製作(職種番号:082)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																											義肢・装具製作(義肢製作作業) ●	同		義肢製作作業																							
																												同																									
																											義肢・装具製作(装具製作作業) ●	同		装具製作作業																							

121 舞台機構調整(職種番号:112)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																											舞台機構調整(音響機構調整作業) ●	3		音響機構調整作業																							

122 工業包装(職種番号:113)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																											工業包装(工業包装作業) ●	基	3	工業包装作業																							

123 写真(職種番号:094)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																											写真(肖像写真作業) ●	写真(肖像写真銀塩作業)	肖像写真銀塩作業																								
																												写真(肖像写真デジタル作業) ●	肖像写真デジタル作業																								
																												3	肖像写真作業																								

注1) 本表の凡例は以下のとおり。

●:1・2級を新設、◎:1～3級を新設、単:単一等級を新設、特:特級を追加、3:3級を新設又は追加、基:基礎級を追加、○:名称等を変更、×:廃止

同:政令別表が改正されたにもかかわらず検定職種名及び作業名のいずれも変更がないもの

注2) 本表は、職業訓練法(昭和33年法律第133号)及びこれに基づく政省令並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及びこれに基づく政省令に基づき作成している。

注3) 年度に関しては諸規定の施行日が属する年度としている。また、本表は上記政省令に基づき作成している(技能検定実施計画には基づいていない)ため、実際に技能検定試験を開始した時期と必ずしも一致するとは限らない。

124 調理(職種番号:129)【 職種発足時から平成14年度まで指定事業主団体方式、平成13年度から指定試験機関方式:社団法人調理技術技能センター 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																											調理(日本料理調理作業) 単.....○	日本料理調理作業																									
																											調理(すし料理調理作業) 単.....○	すし料理調理作業																									
																											調理(西洋料理調理作業) 単.....○	西洋料理調理作業																									
																											調理(中国料理調理作業) 単.....○	中国料理調理作業																									
																											調理(麺料理調理作業) 単.....○	麺料理調理作業																									
																											調理(給食用特殊料理調理作業) 単.....○	給食用特殊料理調理作業																									

125 ビルクリーニング(職種番号:120)【 職種発足時から平成14年度まで指定事業主団体方式、平成13年度から指定試験機関方式:社団法人全国ビルメンテナンス協会 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																											ビルクリーニング(ビルクリーニング作業) 単.....○	ビルクリーニング作業																									

126 ハウスクリーニング(職種番号:177)【 指定試験機関方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																											単.....																										

127 産業洗浄(職種番号:159)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																											産業洗浄(高圧洗浄作業) 単.....	高圧洗浄作業																									
																											産業洗浄(化学洗浄作業) 単.....	化学洗浄作業																									

128 商品装飾展示(職種番号:137)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																											商品装飾展示(商品装飾展示作業) ●.....	商品装飾展示作業																									

129 フラワー装飾(職種番号:119)【 都道府県方式 】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
																											フラワー装飾(フラワー装飾作業) ●.....	フラワー装飾作業																									

注1) 本表の凡例は以下のとおり。

●:1・2級を新設、◎:1～3級を新設、単:単一等級を新設、特:特級を追加、3:3級を新設又は追加、基:基礎級を追加、○:名称等を変更、×:廃止

同:政令別表が改正されたにもかかわらず検定職種名及び作業名のいずれも変更がないもの

注2) 本表は、職業訓練法(昭和33年法律第133号)及びこれに基づく政省令並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及びこれに基づく政省令に基づき作成している。

注3) 年度に関しては諸規定の施行日が属する年度としている。また、本表は上記政省令に基づき作成している(技能検定実施計画には基づいていない)ため、実際に技能検定試験を開始した時期と必ずしも一致するとは限らない。

(参考 廃止職種)

〔廃止時：家庭用電気治療器調整〕																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
家庭用電気治療器調整(家庭用電気治療器調整作業)																			●																×																		

〔廃止時：船舶ぎ装〕																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
銅工(銅工作業)										●	同										船舶ぎ装(配管ぎ装作業)										○																×						

〔廃止時：眼鏡レンズ加工〕																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
眼鏡レンズ加工(眼鏡レンズ加工作業)																			●																×																		

〔廃止時：織機調整〕																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
絹人絹トビ織機調整工(絹人絹トビ織機調整作業)												●	織機調整(絹人絹トビ織機調整作業)										○											×																			
タオルトビ織機調整(タオルトビ織機調整作業)												●	織機調整(タオルトビ織機調整作業)										○											×																			
絹人絹ジャカード織機調整工(絹人絹ジャカード織機調整作業)												●	織機調整(絹人絹ジャカード織機調整作業)										○											×																			
タオルジャカード織機調整(タオルジャカード織機調整作業)												●	織機調整(タオルジャカード織機調整作業)										○											×																			

〔廃止時：合板製造〕																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
合板製造(ベニヤレス作業)																			●																×																		

〔廃止時：版下製作〕																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
版下製作(版下製作作業)																			●																×																		

〔廃止時：更生タイヤ製造〕																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
更生タイヤ工(更生タイヤ製造作業)										●	同										更生タイヤ製造(更生タイヤ製造作業)										○																×						

〔廃止時：ほうろろ加工〕																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
ほうろろ加工(ほうろろ加工作業)																			●																×																		

注1) 本表の凡例は以下のとおり。

●: 1・2級を新設、◎: 1～3級を新設、単: 単一等級を新設、特: 特級を追加、3: 3級を新設又は追加、基: 基礎級を追加、○: 名称等を変更、×: 廃止

同: 政令別表が改正されたにもかかわらず検定職種名及び作業名のいずれも変更がないもの

注2) 本表は、職業訓練法(昭和33年法律第133号)及びこれに基づく政省令並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及びこれに基づく政省令に基づき作成している。

注3) 年度に関しては諸規定の施行日が属する年度としている。また、本表は上記政省令に基づき作成している(技能検定実施計画には基づいていない)ため、実際に技能検定試験を開始した時期と必ずしも一致するとは限らない。

【廃止時:浴槽設備施工】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
浴槽設備施工(浴槽設備施工作業) 単																																																					
浴そう設備施工(浴そう設備施工作業) 単																																																					
×																																																					

【廃止時:スレート施工】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
同																																																					
スレート施工(石綿スレート工事作業) ●																																																					
スレート施工(スレート工事作業) ○																																																					
×																																																					

【廃止時:ファインセラミクス製品製造】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
ファインセラミクス製品製造(ファインセラミクス製品製造作業) ●																																																					
×																																																					

【廃止時:漆器製造】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
漆器製造(板物漆器素地製造作業) ●																																																					
漆器製造(挽物漆器素地製造作業) ●																																																					
漆器素地製造(板物漆器素地製造作業) ●																																																					
漆器素地製造(挽物漆器素地製造作業) ●																																																					
漆器素地製造(曲物漆器素地製造作業) ●																																																					
漆器製造(漆下塗り作業) ●																																																					
漆器製造(漆塗り立て作業) ●																																																					
漆器製造(ろいろ塗り作業) ●																																																					
漆器製造(沈金作業) ●																																																					
漆器製造(蒔絵作業) ●																																																					
漆器製造(螺鈿作業) ●																																																					
漆器製造(板物漆器素地製造作業) ○																																																					
漆器製造(挽物漆器素地製造作業) ○																																																					
漆器製造(曲物漆器素地製造作業) ○																																																					
×																																																					

【廃止時:金属研磨仕上げ】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
金属研磨仕上げ(金属ﾊﾞｯｸﾞ研磨仕上げ作業) 単																																																					
×																																																					

【廃止時:製材のこ目立て】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
製材のこ目立て(製材のこ目立て作業) ●																																																					
×																																																					

【廃止時:竹工芸】																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
竹工芸(編組竹工芸品製作作業) ●																																																					
竹工芸(割組竹工芸品製作作業) ●																																																					
竹工芸(丸竹加工竹工芸品製作作業) ●																																																					
×																																																					

注1) 本表の凡例は以下のとおり。

●:1・2級を新設、◎:1～3級を新設、単:単一等級を新設、特:特級を追加、3:3級を新設又は追加、基:基礎級を追加、○:名称等を変更、×:廃止

同:政令別表が改正されたにもかかわらず検定職種名及び作業名のいずれも変更がないもの

注2) 本表は、職業訓練法(昭和33年法律第133号)及びこれに基づく政省令並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及びこれに基づく政省令に基づき作成している。

注3) 年度に関しては諸規定の施行日が属する年度としている。また、本表は上記政省令に基づき作成している(技能検定実施計画には基づいていない)ため、実際に技能検定試験を開始した時期と必ずしも一致するとは限らない。



〔廃止時：ガラス製品製造〕																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
ガラス製品製造(ガラス器成形作業) ●																																																					
ガラス製品製造(電気用ガラス製品成形作業) ●																																																					
ガラス製品製造(ガラスびん成形作業) ●																																																					
ガラス製品製造(理化学・医療用ガラス製品成形作業) ●																																																					
ガラス製品製造(照明用ガラス製品成形作業) ●																																																					
ガラス製品製造(ガラス製品成形作業) ●																																																					
ガラス製品製造(理化学ガラス機器製作作業) ●																																																					
×																																																					
×																																																					

〔廃止時：れんが積み〕																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
れんが積み(れんが積み作業) 単																																																					
×																																																					

〔廃止時：コンクリート積みブロック施工〕																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
コンクリート積みブロック施工(コンクリート積みブロック工作業) 単																																																					
×																																																					

〔廃止時：建築図面製作〕																																																					
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
同																																																					
建築製図(建築製図作業) ●																																																					
建築図面製作(建築製図作業) ○																																																					
建築図面製作(建築製図手書き作業) ○																																																					
建築図面製作(建築製図CAD作業) ●																																																					
建築図面製作(建築透視図製作作業) ○																																																					
建築透視図製作(建築透視図製作作業) ●																																																					
×																																																					
×																																																					
×																																																					

注1) 本表の凡例は以下のとおり。

●: 1・2級を新設、◎: 1～3級を新設、単: 単一等級を新設、特: 特級を追加、3: 3級を新設又は追加、基: 基礎級を追加、○: 名称等を変更、×: 廃止

同: 政令別表が改正されたにもかかわらず検定職種名及び作業名のいずれも変更がないもの

注2) 本表は、職業訓練法(昭和33年法律第133号)及びこれに基づく政省令並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及びこれに基づく政省令に基づき作成している。

注3) 年度に関しては諸規定の施行日が属する年度としている。また、本表は上記政省令に基づき作成している(技能検定実施計画には基づいていない)ため、実際に技能検定試験を開始した時期と必ずしも一致するとは限らない。